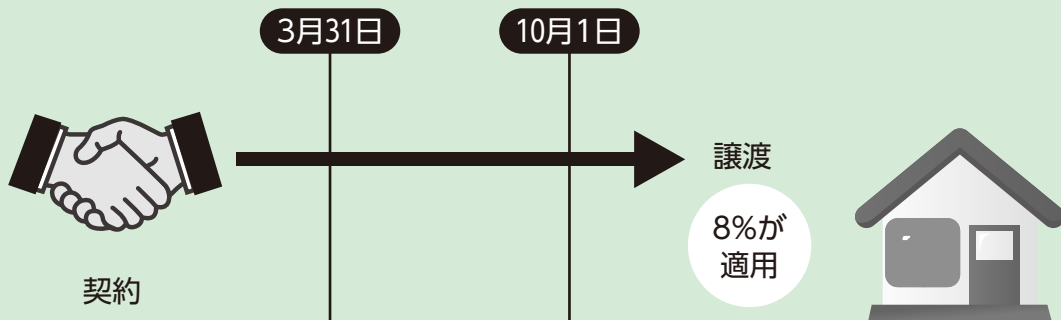


消費税引き上げ後も8%の税率が適用される経過措置についてご存知ですか？

2019年10月1日から、消費税率が10%に引き上げられますが、契約の時期や内容等によっては、消費税引き上げ後も現行の8%の税率が適用される経過措置が定められています。
そのため、経過措置が適用される主なものをご紹介します。

①請負工事等

2019年3月31日までの間に締結した工事や製造に係る請負契約等は、施行日以後に行われる建物や完成品の引渡しについては、旧税率が適用されます。工事や製造の他に、測量、設計、ソフトウェアの開発などに係る請負契約等も対象となります。

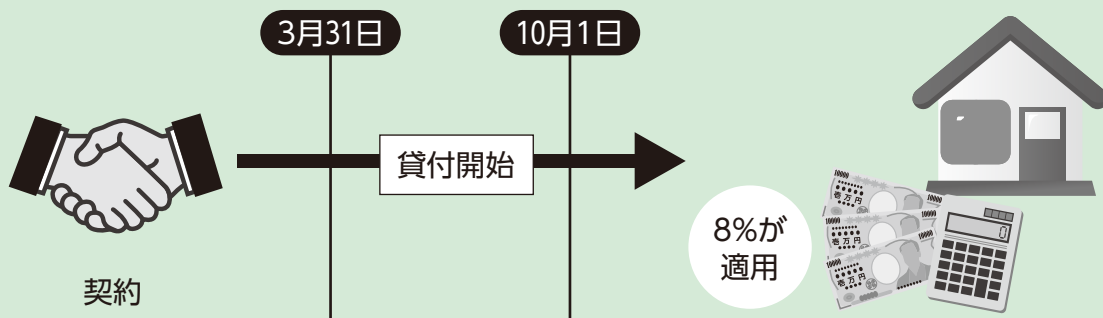


②資産の貸付け

2019年3月31日までに契約をした場合で、2019年9月30日までに貸借している場合には、2019年10月1日以後の貸借料についても旧税率の8%が適用されます。

※但し、契約内容が以下の①と②、又は①と③に該当しなければなりません。

- ①貸付期間と期間中の対価の額が定められていること
- ②対価の額の変更を求めることができないこと
- ③当事者が期間中いつでも解約の申し入れをすることができないこと



その他にも

- ①電気、ガス、水道等の料金、②新幹線、飛行機等の旅客運賃、③書籍の予約販売、④ネット販売等の通信販売、⑤有料老人ホームの入居一時金などが経過措置の適用となります。

詳しくは国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。